

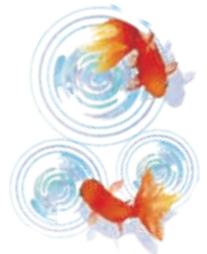
# 令和五年定例協議員会

## 島根県神社庁報



第358号

島根県神社庁  
〒699-0701  
出雲市大社町杵築東286  
TEL 0853-53-2149  
FAX 0853-53-2582



### 目次

定例協議員会	1
神政連代議員会	8
神社総代会代議員会	9
日本会議島根理事会	11
中国地区社頭講演研修会	13
全国氏子青年協議会	15
奉納品	15
神社フォトギャラリー	16
庁舎清掃奉仕	17
新任神職紹介	17
神職任免	17
神職帰幽	18
庁務日誌	18
社ガール通信	19
支部だより	20

六月二十九日、島根県神社庁定例協議員会が神社庁大会議室に於いて開催された。  
角河庁長の挨拶の後開会となり、議案審議の結果何れも原案通り承認された。  
(2頁から7頁に詳細)

## 庁長挨拶 (神社庁運営方針について)

庁長 角河和幸

協議員の皆様には、日夜、斯界の興隆にご尽力いただき、神社本庁、鳥根県神社庁の諸施策に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

畏くも天皇后陛下におかせられましては、天機愈々麗しく、日々公務にお励み遊ばされておりますこと、誠に有り難く、慶賀に堪えない次第であります。大御世の弥栄をお祈り申し上げ、幾久しく皇室の尊厳護持に努めていくことを誓うものであります。

本宗と仰ぐ神宮におかれましては、昨年七月に久邇朝尊様が宮司に就任されましたこと、洵にご同慶の至りに存じます。一昨年までコロナ禍により両宮への参拝者数は大幅な減少となっておりますが、昨年の参拝者数は六〇〇万人余りで、前年比約二三〇万人の増加となりました。伊勢の地が元の賑わいを取り戻しつつあることを大変喜ばしく思うところ

であります。

県内における神宮大麻頒布につきましては、社会情勢の変化に加えコロナ禍も相俟って、前年比約一、八〇〇体の減体となり、残念ながら一〇年連続減体という結果になりました。

申すまでもなく、家庭祭祀の基根は神宮大麻と氏神神札の奉斎にあります。昨年は神宮大麻全国頒布より百五十年を迎え、神宮奉斎の気運は高まりをみせております。これを契機に、一体でも多く頒布増体に転じるよう、神宮大麻奉斎の意義を再認識するとともに、次期式年遷宮のご盛儀を目指し、頒布活動に取り組んでゆく所存でございます。

長らく社会経済活動に影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症につきましては、本年五月に感染症法上の位置付けが五類に引き下げられ、コロナ禍により様々に制限されていた社会活動が再開しつつあります。これを受け、神社庁の諸行事につきましては、全てを従前通りの形態に戻しつつ実施していく所存でございます。しかしながら、当該感染症が重症化リスクの高い変異株による再流行の可能性もあることから、引き続き政府及び自治体等の動きを注視し、神社本庁

及び関係各所との連携を密にして情報を収集してまいります。

また、コロナ禍による経済的な影響を考慮し、令和二年度より三年間に亘り実施してきた財政支援策『負担金並びに特別神社寄贈金の減額措置』は令和四年度で終了とし、今年度より従来通りに戻す予算編成としております。限られた歳入状況を踏まえながら、引き続き斯界の実情に則した、より効率的な予算執行に取り組んでまいります。

さて、県神社界の状況は、およそ三年あまりに亘るコロナ禍の影響で、祭礼及び神賑行事の規模縮小、中止を余儀なくされ、今後の神社の護持運営・祭祀継承が危惧されております。更には地域共同体意識の希薄化が進み、コロナ禍以前の状況に回復できるのが、強く懸念される所であり、神社の活動は一に祭祀であり、祭祀の振興が神社振興の基本となります。また、神社は古来より祭祀を通じて地域共同体の一体感を高め、社会における紐帯として地域の発展に寄与してまいりました。地域共同体の回復のためにも、今一度、神職・総代が一丸となって協力し合い、祭祀の厳修に努めていかなければならないと存じます。神

社庁といたしましては、本庁施策「過疎地域神社活性化推進施策」をはじめ、神社祭祀の振興・活動支援に向けた諸施策を展開するとともに、氏子崇敬者に対する意識涵養に全力を尽くし、神社と地域の活性化を図ってまいります。

また、神職後継者問題につきましては、研修所企画会議並びに講師会議を中心に検討を重ねておるところでございますが、引き続き斯界一丸となつて取り組んでまいります。併せて、神社本庁及び中国地区四県と情報を共有し、有効適切な方途、施策を模索しながら後継者育成に注力してまいります。

最後になりましたが、情勢に即応した体制の在り方、多様化と増加傾向著しい諸事務全般にわたり、現状と課題を整理し、より一層適正かつ円滑な業務の在り方を検討しながら勇往邁進してまいりますと考えております。斯界発展のために、関係者の皆様の変わらぬご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

## 総務委員会

### 活動方針

通常業務及び開催事業の実施を念頭に、様々な施策を精査し、より充実した施策が実施されるよう配慮してまいります。

長らく社会経済活動に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症については、去る五月八日、感染症法上の位置付けが五類に引き下げられ、感染防止を目的とした国民生活における制限が全て撤廃された。これを受け、自粛を余儀なくされていた諸行事については、引き続き感染対策に配慮しながらも完全実施に努めてまいります。

また、神社庁業務は年々多様化していく中、運営については中長期的視野にたつて業務の効率化を図ってまいります。

### 事業計画

一、島根県神社関係者大会の開催について

1、期 日

令和五年九月十四日(木)

2、会 場 益田市

『島根県芸術文化センター

グラントワ』

3、日程

午前九時 開場・受付開始

午前十時 式典開始

午前十一時二十分

午後零時二十分 公演

午後零時三十分 聖寿万歳

午後零時三十分 弁当配布

解散

4、公演

・大元神楽伝承保存会

(過疎地域神社活性化推進施策

指定団体)

5、演 目 四剣(予定)

6、その他

・今後の関係者大会について

島根県神社関係者大会は毎年開催しており、やむを得ない状況で中止の年もあったが、第一回大会を昭和二十二年に開催して以来、本年度で七十二回目を数える。しかしながら、大会の内容のマンネリ化・各支部の負担増等の理由に鑑み、役員任期である三年に一度の開催も考えつつ、内容の充実の観点も踏まえて今後検討していきたい。

# 教化委員会

## 活動方針

神宮大麻全国頒布活動開始より昨年をもって百五十年を迎え、神宮奉斎の気運は高まりを見せた。これを契機に、今一度神宮大麻奉斎の意義を深く認識し、改めて神宮崇敬の念を喚起するとともに、次期神宮式年遷宮を見据え、神宮奉賛の更なる気運醸成に努めてまいりたい。

本年より、神社本庁教化実践目標（令和五年度・令和七年度）の主題は「氏子意識の涵養と精神の継承に向けて」と新たに定められた。

わが国では平成二十四年より総人口が減少に転じ、急激な少子高齢化・過疎化は社会環境に大きな変化をもたらした。本県の神社界をとりまく情勢も、中山間地、島嶼部を中心に著しく氏子数が減少し、その一方で宅地化・核家族化、さらに単身世帯化が進む都市部においては、いわゆる「氏子離れ」が顕著になるなど、共同体意識の希薄化が懸念されている。加えて三年余りに及ぶ新型コロナウイルスの疫禍により、祭礼行事の縮小や中止を余儀なくされ、神社護持、祭祀継承は極めて困難な状況にある。

いうまでもなく、神社は地縁による共同体意識の発露となる祭祀によって維持されてきた歴史があり、神職だけでなく氏子崇敬者をはじめ多様な主体との協力によって成り立ち、地域共同体の紐帯として地域の発展に寄与してきた。

共同体意識は祭祀祭礼奉仕の基盤であり、神社振興の源である。氏子意識の高揚と地域共同体の回復を図るため、改めて地域社会での神社の役割を認識し、氏子祭祀を通じて我々祖先から受け継いできた伝承に見られる精神と神社の公共性を顕現することで、祭礼行事の振興を通じて地域の活性化に取り組んでまいりたい。

島根県神社庁教化委員会は、『皇室敬慕の念の醸成』『神宮崇敬の念の喚起と本宗奉賛活動』『氏子意識の涵養と地域・神社の振興』を活動の骨子とした教化活動実践目標六項目を掲げ、本目標の達成に向け、有効な教化活動を展開してまいりたい。

## 教化活動実践目標大綱

- 一、皇室の姿を、広く正しく伝え、皇室敬慕の念の喚起に努める。
- 一、次期神宮式年遷宮を見据え、神宮奉賛の意義啓発を啓蒙し、更なる気運醸成を高めるとともに神宮大麻頒布

活動と参宮の促進に努める。

- 一、祭祀の厳修を通して氏子意識の涵養に努め、氏神社と家庭及び地域のまつりの振興並びに継承に努める。
- 一、神社の公共性を顕現し、祭祀を通じて地域共同体との連携を深め、神社と地域の活性化に努める。
- 一、神職としての研鑽に励み、奉仕神社の護持運営に寄与する具体的な教化活動を実践する。

- 一、「三大神勅の心」を次世代に継承すべく、神話教育の充実、伝統文化の普及に努め、国家と郷土を敬愛する青少年の心の教育に寄与する。
- ※各支部ともこの目標大綱にしたがって、それぞれの教化活動計画を立て実践に努める。

## 活動計画

### (一) 皇室敬慕の念の喚起及び正しい国柄の啓発活動の推進

- (1) 祖先より受け継いできた三大神勅の精神を明らかにして、神職・氏子意識の昂揚を図るとともに、次世代に継承すべく、神話教育の充実を図り、伝統文化の普及に努める。
- (2) 皇室敬慕の念を喚起すべく、神社本庁作成資料及び季刊誌『皇室』を教

化資材として活用するとともに、季刊誌『皇室』の定期購読を促進する。

(3) 祝日の意義啓発と国歌斉唱・国旗掲揚活動を推進し、国家意識の涵養に努める。

## (二) 神宮への参拝促進と神宮大麻頒布対策

### 【県教化委員会の取り組み】

- (1) 神社本庁が推進する「令和五年度神宮大麻都市頒布向上施策」を始め、諸施策及び他の神社庁における対策をあらためて調査研究し、本県に適応しうる効果的かつ具体的な対策を検討する。
- (2) 次期神宮式年遷宮を見据え、神宮大麻奉斎の意義を啓発し、家庭祭祀の振興に努めるとともに、参宮の促進を図る。
- (3) 広告媒体の活用や神道講演の機会を設けることで、一般県民に参宮と神宮大麻奉斎意義を周知する。
- (4) 更なる気運醸成と、神宮大麻頒布活動に資するため研修会等を開催する。

### 【各支部の取り組み】

- (1) 神職及び総代に対して神宮奉賛の意義を周知する。

・神宮を「本宗」と仰ぐ所以について

・神宮大麻全国頒布の意義について

(2) 神宮及び神社本庁発行の教化広報資材を活用し、平素から神宮大麻奉斎の意義を周知する。

(3) 「ふるさと便」について一層の増頒布対策を具体的に講ずる。

(4) 各支部は神宮大麻申込み時に、頒布計画書も併せて提出する。

## (三) 家庭祭祀・地域のまじりの振興と地域社会の活性化の推進

- (1) 氏神神社参拝や神棚奉斎、神宮大麻頒布促進等を目的とした広報活動を積極的に展開し、神宮大麻奉斎の意義の啓発と家庭祭祀の振興を図るとともに、社頭環境の整備に努め、崇敬の念を醸成する。
- (2) 地域住民に対して、神社の公共性を認知させるべく積極的な活動を実施し、氏子意識を涵養する。崇敬神社にあつては、地域住民と積極的に関与する活動を通じて、神社の公共性の認知に努める。
- (3) 地域活動や社会活動等に積極的に参画し、神社に対する一層の理解を促すとともに神社関係組織との連携、氏子・崇敬者との交流を通して神社への協力体制を整える。

(4) 過疎地域神社活性化推進施策指定神社及び地域への支援・協力体制を整え、その成果を共有し、神社の興隆に努める。

(5) 神道の自然観を啓発するために、祭祀を通して、神社を取り巻く自然や地域の歴史・文化に触れる機会を積極的に提供し、鎮守の森の保護育成に努める。

## (四) 神道講演・社頭講話活動の活性化

神社振興を導く神道教化の具体的な対策の大きな柱の一つとして、神職による社頭講話や神道講演を位置づけ、その活動をより活発にすべく各種研修の開催及び参加促進を図る。

## (五) 各種教化会議及び研修について

- (1) 全国教化会議
- (2) 中国地区教化会議
- (3) 島根県神社庁教化委員総集會  
(国民精神昂揚研修会併せ三部合同教化会議)

## その他

### 一、「令和五年度神宮大麻頒布向上施策」広報活動について

昨年度まで三期(一期三年)にわたり実施されてきた「三力年継続神

宮大麻都市頒布向上計画」における成果と課題を踏まえ、本年度より神宮奉賛の気運醸成に資するべく「神宮大麻頒布向上施策」（単年度）が新たに実施される。

広報活動については、昨年は新聞広告及びテレビCMを媒体に、氏神社初詣勸奨と神宮大麻頒布促進に併せ、新型コロナウイルス感染症対策の注意喚起にも触れた内容で広報展開した。

本年も昨年と同様に新聞広告及びテレビCMを媒体に、継続事業として展開してまいりたい。

広報内容に関しては、当該感染症の五類移行による諸々の緩和を考慮し、情勢に注視しつつ内容を精査してまいりたい。

## 二、第二期「過疎地域神社活性化推進施策実施」について

### 概要

令和三年七月から二期目が開始されたこの施策は、祭祀の継続が危惧される過疎地域において、神職及び氏子・崇敬者の相互扶助により諸種の方途を講じて祭祀の厳修と神社の振興を図ることで、神社の維持・発

展と周辺地域の活性化を推進することを目的としている。二期目より支援対象を「神社（施策1）」と「拠点（施策2）」に分け、それぞれに活動支援金として毎年二十五万円が支給される。

### 施策1「指定神社」

（指定神社） 賀茂那備神社

（鎮座地） 隠岐郡隠岐の島町

加茂三四二番地

（宮司名） 野津研吾

（活動報告） 令和五年一月

～令和五年六月末まで

○賀茂那備神社主催

「講演会並びに勉強会」の開催

### 【講演会並びに勉強会内容】

開催テーマ

「いにしへの神社の姿かたち

～賀茂那備神社の名前の由来、

神社の在り方」

日時 令和五年三月四日  
場所 賀茂那備神社  
講師 賀茂那備神社

- ①立虫神社 宮司 錦田剛志氏  
演題「カンナビ、モリ、ヤシロ  
～古の神社の姿かたち～」
- ②株式会社吉崎工務店  
社長 吉崎栄一郎

演題「賀茂那備神社改修工事  
について」

- 参加人数 約五十名
- （活動予定）
- 神社リーフレットの作成
- 神社青年部会の設立を予定。

### 施策2「推進拠点」

（指定拠点） 邑智支部

「大元神楽伝承保存会」

（活動報告） 令和五年一月

～令和五年六月末まで

- 大元神楽解説本製作のための資料  
収集。
- （活動予定）
- 大元神楽伝承保存会解説本の作製。

## 祭祀委員会

### 活動方針

祭祀の厳修を一層推進すべく、現任神職の祭祀研修を徹底し、資質向上を図る。更に、祭祀指導者の育成を図るため、引続き支部祭祀助教の教育にも努めてまいりたい。

活動計画

- 一、支部祭式助教の研修会を令和六年一月若しくは二月中に開催する。
- 二、各部会及び各支部に於ける祭式研修会の奨励を図る。

広報委員会

活動方針

鳥根県神社庁報について、神社庁の広報誌として神職及び総代はもとより、氏子・崇敬者に広く講読していただけるような紙面作りに努める。

活動計画

- 一、年四回、鳥根県神社庁報を発行する。
- 二、氏子崇敬者等に興味・関心をもっていただけるよう、新たな企画を設ける。
- 三、掲載記事や内容の見直しを図る。



令和5年度 予算

【歳入の部】

[単位：円]

科	目	本年度予算額
1.	幣帛料	565,000
2.	初穂料	1,030,000
3.	交付金	55,000,000
4.	負担金	36,231,000
5.	協賛金	2,500,000
6.	諸収入	14,610,000
7.	繰入金収入	1,000,000
8.	繰越金	10,500,000
合計		121,436,000

【歳出の部】

[単位：円]

科	目	本年度予算額
1.	幣帛料	1,131,000
2.	神宮神徳宣揚費交付金	21,804,000
3.	儀礼費	800,000
4.	祭儀費	850,000
5.	会議費	3,600,000
6.	庁費	38,960,000
7.	事業費	2,750,000
8.	教化費	22,240,000
9.	納付金	4,000,000
10.	負担金	16,947,000
11.	繰出金	3,800,000
12.	予備費	3,000,000
13.	次期繰越金	1,554,000
合計		121,436,000

令和五年度

神社庁 予算

一般会計予算大綱

神社庁財政は、歳入歳出共に過去十年に亘り一億円前後で推移している。歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、逼迫する県内神社の財政状況を考慮し、三年間に亘り行ってきた負担金並びに特別神社寄贈金の減額措置を終了し、通常通りに戻すことと、コロナ禍以前の財源が確保できる

見通しのもとでの予算編成とした。歳出面では、新型コロナウイルス感染症の位置付けが五類に引き下げられたことを受け、感染症対策を十分に施した上で、例年通りの事業を開催する方向で予算編成をしている。

当該感染症は未だ完全に収束したわけではなく、今後も注意を向ける必要はあるが、感染拡大防止と神社護持活動の両立を念頭に置きつつ、歳出予算の執行については、より一層厳格、且つ、適切に執り進めてまいりる所存である。

# 神政連代議員会

神道政治連盟島根県本部(諏訪邊本部長)代議員会が六月二十八日神社庁で開催された。

## 活動方針

コロナ禍の三年間を経た今、県本部の足元を確立する活動にあらためて力を注ぎたい

世界中を混乱させた新型コロナウイルス感染症の流行拡大も一旦収束へと向かい、本年五月より感染症法上の位置づけは五類感染症へと変更された。これに伴い、日常生活もコロナ禍前に戻りつつある。約三年の間、天皇陛下には常に国民と共にあって国と国民の安寧を祈られ、また国民も陛下のお気持ちを支えに日々を乗り越えてきた。国民としては誠に心強く、ありがたき限りである。

しかしこの約三年間に、国内外には様々な変化が起こった神社界にとって最も影響したのは、感染症対策のため神社や地域の祭りや伝統的な行事の縮小・中止である。祭りや伝統行事は、自然への畏敬の念を育み先人の歩みに感謝する場

であると同時に、その継承を通して地域の住民が一体感を醸成する場でもある。この三年間に祭りや伝統文化を伝える立場の方の高齢化は進んだ。さらに、参加を見送っていた地域団体や学校などと改めて調整していく必要もあるなど、それぞれの神社と地域の関係をコロナ禍前に戻してゆくためには相当の努力が求められる。神道の精神を活動の柱に据える神政連島根県本部は、県内の各神社の活動を支える政策をまず進めなければならぬ。

また、昨年二月に始まったロシアによるウクライナ侵略は今なお続いている。日本をはじめ多くの国がロシアを非難しウクライナを支援する立場を明確に示しているが、各国の利害関係もあり世界の足並みがそろっているわけではない。加えて、覇権主義を掲げる中国、核実験を繰り返す北朝鮮など我が国の隣国の動きへの備えも必要である。韓国による不法占拠が続いている竹島についても、日本国内であるにも関わらず現実には日本国民は島に近づくことはできない。こうした現実の脅威から国民の生命と財産を守るためには、自衛のための法整備が必要であり、その根本となる憲法の改正は急務である。

さらに、選択的夫婦別姓(氏・うじ)

制度を巡る問題や性的少数者への理解増進、同性婚を巡る問題等もある。こうした問題は、社会の秩序や一人一人の生き方と社会生活に関わることである。不当な差別は勿論あってはならないが、多様な名の下の下に一部の意見のみを取り上げ、従来型の価値観は古い慣習と決めつけ論議を進める風潮には疑問がある。「従来型の価値観に理解を示すことも多様性の一つ」である。歴史も文化も異なる諸外国の例のみを参考とした拙速な動きに目を奪われる事なく、日本古来の家族のきずなを大切にしながら方針を再確認しながらの対応を求めてゆきたい。

かかる情勢認識のもと、皇室を中心とした我が国の歴史と伝統に基づいた国柄を明らかにし、本県本部の活動を充実すべく、島根県選出の国会議員、県内の議員との連携を密にすると共に、青年隊員をはじめとする後継者の育成に力を注いでまいりたい。

## 事業計画

- 一、会員増強運動の展開(目標一、二三〇名)

- ・ 県内全神職の入会を目指す。
- ・ 神職の家族及び責任役員、総代の加入を勧奨する。

※支部の目標会員数は神職数×2名



とする。

二、会員の種別について(格上げ)

・神職会員の格上げについては、平成二十二年に中央本部より出された答申に基づき、島根県本部でも完全実施に向けて取り組んでいる。既に達成された支部もあることから、早期の全支部達成に向けて引き続き勸奨する。

三、後継者の育成

・県本部青年隊の活動を支援する。  
四、靖國神社及び松江・濱田護國神社への参拝勸奨

・例祭、終戦の日に県本部・神社庁・その他関係団体の代表者の参拝を勸奨する。

五、友好団体との連携の強化

- ・『島根県神道青年協議会』
- ・『竹島領土平安祈願祭』斎行に対し、要請に応じて助成金の交付、祈願祭への積極的な参列
- ・『神道政治連盟出雲市議会議員連絡協議会』
- ・総会・研修会の開催を支援
- ・『日本会議島根』
- ・『美しい日本の憲法をつくる島根県民の会』を協力して運営
- ・『新しい歴史教科書をつくる会』
- ・『新しい歴史教科書をつくる会』教育正常化運動の協力

令和5年度予算

【収入の部】		【支出の部】	
[単位:円]		[単位:円]	
科目	本年度予算額	科目	本年度予算額
会費	1,800,000	会議費	500,000
補助金	700,000	教宣費	800,000
交付金	950,000	納付金	1,800,000
特別協賛金	100,000	本部協賛金	180,000
本部協賛金	180,000	事務費	250,000
旅費助成金	500,000	事務手当	50,000
雑収入	6,786	旅費	600,000
繰越金	733,214	補助金	700,000
収入合計	4,970,000	雑費	40,000
		予備費	50,000
		支出合計	4,970,000

・『竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議』  
『県土竹島を守る会』  
要請に応じて大会等への参加

神社総代会代議員会

島根県神社総代会(会長 木佐明宏)代議員会が七月十三日神社庁で開催された。

令和五年度運営方針並事業計画等議案審議の結果全て承認された。

活動方針

畏くも天皇皇后両陛下におかせられては、日々おすこやかに、神事、公務にお励み遊ばされておりますこと、誠に有り難く慶賀に堪えない。皇室の弥栄をお祈りするとともに、皇室敬慕の念の涵養に一層努めてゆく所存である。

本宗と仰ぎます伊勢の神宮におかせられては、昨年は六〇〇万人余りの参拝者数となり、元の賑わいを取り戻しつつあることは喜ばしい限りである。神宮大麻頒布については、昨年、神宮大麻頒布一五〇周年を迎えたことを契機として、神宮大麻奉斎の意義啓発と家庭祭祀の振興、神宮の崇敬の念の醸成に努めるとともに、神社役員・総代の使命をはたすべ



く、頒布活動に一層力を尽くしてまいりたい。

さて、三年余りに及ぶ新型コロナウイルス感染症の流行は、神社においても祭礼行事の規模縮小や中止を余儀なくし、疫禍による様々な制約によって神社と地域住民との関わりを希薄化させ、その結果、神社活動の停滞や地域共同体の衰退に拍車がかかることが危惧されている。

神社は、祭祀を通じて地域の一体感を高め、地域社会の中心的な役割を担ってきた。氏子崇敬者もまた、祭礼行事に参加することで信仰心を培い、神社を中心とする共同体の構成員として地域振興に貢献してきた。かかる状況にあつて、地域社会の心の拠り所としての役割を担ってきた神社を中心に、神社役員・総代は神職を助け、祭祀の厳修と振興を図るとともに、地域共同体の再生に向けて邁進していかなければならない。

ここに、鳥根県神社総代会は、全国神社総代会の方針に基づき、鳥根県神社庁と共に次の諸施策を展開していくものである。

各支部総代会においても、神職と協力し【実践目標】の達成に向け、具体的な

活動について一層の取り組みを期待するものである。

### 実践目標・具体的な活動

#### 一、皇室敬慕の念の涵養と皇室に對する正しい認識を推進する

- ・ 皇室敬慕の念の喚起に努める
- ・ 神話の世界観を学び、祖先より受け継いできた三大神勅の精神を明らかにして、氏子意識の昂揚に努める
- ・ 季刊誌『皇室』の普及に努める
- ・ 皇室カレンダーの普及に努める

#### 一、神宮崇敬の念を喚起する

- ・ 神宮大麻全国頒布百五十周年を契機に、より一層の神宮大麻頒布促進に努める
- ・ 神宮参宮促進に努める
- ・ 神宮崇敬会への加入促進に努める

#### 一、家庭と地域のまじりの振興を図り、地域社会の再生・発展に努める

- ・ 神社神道の本義である祭祀の厳修と、地域の人々の心の拠り所である神社本来の姿の継承と発展に努める

- ・ 地域や家庭の祭りを通して、氏子意識を啓発し、各家庭における神棚奉斎の推進に努める

- ・ 神社の地域社会における役割を再確認するとともに神社の公共性を顕現し、地域共同体との連携を深め、神社と地域の活性化に努める

- ・ 我が国と郷土を愛する意識涵養のためにも、祝日の意義啓発と国歌斉唱・国旗掲揚活動を推進する

#### 一、次代を担う青少年、氏子総代の育成に努める

- ・ 青少年が神話の心を学び育む機会を積極的に創出し、地域教育の役割を担えるよう、青少年の健全育成に努める

- ・ 氏子青年会の結成を図り、神社の祭りや行事への参加促進に努める

- ・ 氏子総代としての知識、作法を身につけるため、充分なコロナ感染対策を講じつつ各種研修・教化活動を実施し、後継者育成に努める

- ・ 植樹等を推進し、鎮守の森の保護育成を通じて、自然への畏敬と感謝に根ざす神道の自然観の涵養に努める

一、適切な神社運営を図り、神社の奉護に努める

- ・「改定神社役員・総代必携」を活用し、必須事項の理解に努める
- ・『所轄庁への提出書類』の正確性を期するとともに、提出期限の厳守に努める

主要事業の計画

一、第七十二回島根県神社関係者大会

日 時 令和五年九月十四日(木)

十時から開会

会 場 益田市『島根県芸術文化

センター グラントワ』

神楽上演 大元神楽伝承保存会

(過疎地域神社活性化推進

施策 指定団体)

一、神社参拝、神棚奉斎及び神宮大麻

頒布促進にかかる広報活動

島根県神社庁と共同で、年末年始に広く県民一般向けの神社参拝、神棚奉斎、神宮大麻頒布促進を目的とした新聞広告を掲載する。

令和5年度 総代会予算

【収入の部】 [単位:円]		【支出の部】 [単位:円]	
科 目	本年度予算額	科 目	本年度予算額
助成金	1,000,000	会議費	500,000
賦課金	1,841,420	事務費	20,000
雑収入	586	事務手当	70,000
繰越金	3,713,994	旅費	700,000
収入合計	6,556,000	大会費	800,000
		教化研修費	1,190,000
		負担金	211,700
		雑費	100,000
		予備費	2,964,300
		支出合計	6,556,000

日本会議島根理事会

日本会議島根(会長 倉井 毅)理事

会が総代会代議員会の後開催された。

令和5年度運営方針並事業計画等議案

審議の結果、原案の通り全て承認された。

活動方針

1、皇室制度に関する活動について

・皇室の歴史・伝統に基づき、皇位が男系により継承されてきた事実の重

2、憲法改正を目指す県民運動について

みを踏まえた皇室制度の確立に向けて、国民世論を高める活動を推進する。  
・安易な男女平等論や歴史の異なる諸外国の王室の例などを参照して、我が国の皇位継承について誤った論議が進むことのないように啓発活動を進める。  
・興味本位、あるいは意図的に敬語を省いた報道が後を絶たないことから、県内で確認された場合には適切な対応を求めていく。

・「美しい日本の憲法をつくる国民の会」及び「美しい日本の憲法をつくる島根県民の会」(以下、県民の会)に参画し、現行の日本国憲法の制定過程や内容の問題点を周知する活動を継続する。

・実際に憲法改正が国会で発議され、さらに国会と国民投票で改憲実現の賛成票を得るには、一部のマスコミヤ学者・活動家などが扇動する反対運動にも動じない世論を形成しておく必要がある。また、自民党島根県

連との連携が不可欠であることから、知事選以降に県議連が二派に別れている現状はあるものの、改正実現に向けた大同団結を働きかけて運動の広がりを目指す。

・ 県民の会とともに憲法改正に関する研修会・講演会を積極的に企画し、憲法改正へ向けた県民の意識向上を図っていく。

### 3、竹島問題の早期解決を目指す活動について

・ 我が国固有の領土である竹島が、韓国によって不当に占拠されている現状を早期に解決すべく、島根県の進める領土権の確立を目指す運動と歩調を合わせて活動する。

・ 日本会議中国ブロックや各種友好団体との連携を深める。

### 4、領土・領海を守る活動について

・ 竹島をはじめ、ロシアによる不当な占拠が続く北方領土、中国による連日の領海侵犯が繰り返されている尖閣諸島、北朝鮮による常軌を逸した行動などの諸問題については、国家

主権の根本にも関わる事項であるため、政府の毅然とした対応を求める国民世論を喚起する。

・ アメリカの外交政策、攻防戦略が世界各地の政情に影響を与える中、安易な「平和主義」だけでは、日々の暮らし、ひいては国民の生命と財産が脅かされることとなる。安全保障の問題と合わせて日本会議の進める国民運動に協力する。

### 5、教育に関する県民運動について

・ 特に偏った歴史観に基づく歴史教育は、今なお問題を抱えている。次世代を担う子供達の教育が歪められることのないよう、また我が国の歴史や伝統・文化は正しく継承されるような活動を継続的に行う。

### 6、島根県を大切に活動について

・ 平成二十五年に島根県議会で決議された河野談話に基づく「慰安婦」に関わる意見書の一刻も早い撤回を引き続き求めていく。

・ 外国人への地方参政権付与や自治基本条例、選択的夫婦別姓(氏)制度な

どは、一見、社会福祉の向上のように見えることもあるが、その内容は特定の運動団体の政治活動、外国人の権利拡大、さらには県民の安全を脅かすことにも繋がる危険性のあるものである。古来受け継がれた伝統文化と県民性を守るために、関係諸団体と連携を取りつつ、県民に周知していくための事業を検討する。

・ 今後取り組む活動には女性の力が不可欠なため、「日本会議島根女性部」の活動を引き続き支援していく。

### 7、キャラバン隊の受入れについて

日本会議が実施している活動の一つであり、本年は十一月九日(木)に来県予定。

#### ご参考

- ・ 平成二十七年七月三日 くにびきメッセ
- ・ 平成二十八年九月九日 パルメイト出雲
- ・ 平成二十九年八月十八日 松江駅、自民党島根県連、サンラポーむらくも
- ・ 令和二年九月四日 自民党島根県連

### 令和5年度 日本会議島根予算

【収入の部】 [単位:円] 【支出の部】 [単位:円]

科目	本年度予算額	科目	本年度予算額
交付金	400,000	国民運動費	1,000,000
補助金	500,000	会議費	30,000
雑収入	2,482	事務費	80,000
繰越金	2,167,518	旅費	650,000
収入合計	3,070,000	予備費	1,310,000
		支出合計	3,070,000

### 8、活動基盤の強化について

国家の根幹に関わる日本会議の活動を充実させていくには、関係諸団体の有志との連携を図り、活動基盤の強化が不可欠である。日本会議島根が目標とする『日本の息吹』配布数三五〇冊の達成に向けて、さらなるご協力をお願いしたい。

- ・ 役員全員加入
- ・ 役員一〜二名の新規加入促進

入会申込書の必要な方は、日本会議島根事務局までご連絡ください。

## 中国地区社頭講演研修会

去る五月二十九日、三十日の二日間、山口県に於いて第二十四回中国地区社頭講演研修会が開催された。

本県から四名が参加しその内二名が発表したので講録を掲載する。

発表者講録

### 結婚式での講話

八東支部 御津神社

宮司 岸 悟

式の結びにあたり、若い二人に斎主として一言。

今日あなた方お二人、神様、日本の神様の前で結婚式を挙げられました。

この日本の神様、八百八十万、沢山いらっしゃる神様の中で一番尊いと言われている神様は、伊勢に居られる天照大神と言ふ女の神様なんです。

何で沢山いらっしゃる神様の中で、こ

の神様が一番尊いかと言われているかと言ふと、実はこの神様、お米をお作りになった神様なんです。米を作るには、旧の三月、まだ寒い時、田圃に出、田をおこし、冷たい水に手をひたし、苗代を作り、大事に早苗を育て梅雨の最中、雨に濡れながら腰の痛い思いをし、田植えをし夏の炎天下の最中、草取りをし、稲の花の咲く頃には台風の心配をし、実の付く頃には虫の心配をし、やっとの思いで、秋、米が穫れるんです。神様がこれだけ苦労をして、お作りになった、お米が、「青人草」即ち、我々人間なんです。

今日の、あなた方のお父さんお母さん、今日はこのように改まった席で、何時もより多少綺麗に着飾っていらっしゃるので、あまり目立たないかもしれないけど、頭に白いもの、多少広くなった額、そしてだいたい増えたお腹の厚み……それらの一つ一つの苦労や肥やしがあったればこそ、お二人、今日皆の前に、米として、祝福されてるはずですよ。その事を、十分に理解し、お二人、今日から、いやだった今から、お百姓さんになって、新しい世代の米を作って行く番ですよ。

互いに、手と心をしっかりと取り合い、

世間の田圃に立派な稲を育て、立派な米を収穫して下さい。

そして、お二人にとつて、親孝行と言う言葉があるとすればそれは、あなた方を生んで、今日まで育ててくださったあなた方の、お父さん、お母さんに負けないような立派な夫婦になることだと思います。

どうぞお幸せに。

## 何故お参りで手を叩くのか



鹿足支部 彌榮神社

柘宜 桑原 秀幸

皆様、本日は誠に良いお参りでございました。玉串奉奠の後お参りで少し戸惑っておられましたね。皆様二礼二拍手一礼でお参りをして頂いてた訳ですが、拝礼の後何故手を叩くのかということをお考えいただけますか？折角ですのでこの拍手、手を叩くという行為が何故

お参りの作法になつてきているのかという事について少しお話をしたいと思います。

伊勢神宮では、起拝を四度繰り返す八度はちどほい・八開手やひらてと呼ばれる拝礼作法をしております、出雲大社では、例祭では八拍手を平素日常的には四拍手しはくしゅという拝礼作法を行つています。八百万の神と言いますように八という数字が神聖な数字とされていてその八を起点に通常作法の数が決まつている訳ですね。一般的な神社の二礼二拍手一礼は明治八年に式部寮から頒布された官国幣社の祈年祭に関する事項を定めた「神社祭式」に、「再拜拍手」と記されたところから一般に広まつていったのではないとも言われています。日本において一番古く拍手・手を叩く作法について文献で記されているのは三世紀の魏志倭人伝にその記述があります。日本人(倭人)の習俗についての記述に「其會同坐起、父子男女無別、人性嗜酒、見大人所敬、但搏手以當跪拜」(その会同坐起には、父子男女の別なし。人性酒を嗜む。大人の敬する所を見れば、ただ手を打ち以て跪拜に当つ)とあります。ここで手を叩いて跪拜、拝礼に当てるという記述があり手を叩くという行為が古

来より礼の作法とされていた事がうかがえる訳です。

次に八世紀はじめ七一二年に編纂された古事記に手を叩く行為についての記述を見る事が出来ます。雄略天皇が葛城山に狩りに行った際、全く同じ格好をした一言主大神に畏み太刀や弓、伴の服等を捧げものにしたところ、一言主神が手を拍つてその捧げ物を受けたというくだりがあります。さて、この古事記の記述についてですが、古事記研究で有名な本居宣長先生はこの手拍ちの意味について「一、物を得賜ふを歡喜賜ふ態なり 二、又物を受取るるとて拍つことあり 三、拜て拍なり」の三種に分類していますが、皆様は一の奉られた物に喜んだ歡喜の表現、二の物を受け取つたという合図、三の拜んで拍手した、この三つのうちどれにあたると思うでしょうか？本居宣長先生はそのどれもが当てはまると古事記伝では触れています。どの要素もあるのではないかと分析した訳ですね。

さて、この本居宣長先生は手を叩くという行為についてもう一点、延暦十八年(七九九)の渤海国の使の来日において、礼法としての拍手をやめたことを批判し

ています。『日本後紀』延暦十八年の冒頭に「皇帝御大極殿受朝。文武官九品以上蕃客等各陪位。減四拜爲再拜。不拍手。以有渤海國使也。」(帝、大極殿にましまして、朝を受く。四拜を減じ再拜となし、手を拍たず。渤海國使有るを以てなり)とあるのに対し、宣長は、「渤海國ノ使の有しに因て手を拍ツことを止められしは、全漢儀に見せむためにいとあぢきなし、異國人にはことさらにも皇大御國の禮儀をこそ示せまほしきわざなれ」とこの廃止に苦言を呈して、日本の手を拍つ禮儀作法を大陸にも誇るべきであったと記しています。

こうして文献で残っている資料を例に出して皆様に拍手の作法について説明をしてきましたが、如何でしたか？ 神社でお参りする際に何故手を叩くのかをこうした古来からの事例を知ってみると参拝される際、拍手をする時に少し違った意識でされるようになったのではないのでしょうか。

ご静聴ありがとうございました。

## 全国氏子青年協議会

創立六十周年記念式典  
第六十一回東京大会開催

去る七月八日に神社本庁、明治神宮会館を会場に開催された。  
会長(福間真吾) 始め会員二十名の参加があつた。



## 奉納品

水彩画 鮎の世界

巨智支部 総代  
天野勝則様



誠にありがとうございました

神社フォトギャラリー

神社の社殿、神事・神賑行事、神社を含む四季折々の風景など、様々なお写真を募集します。



仁多支部 仰支斯里神社  
神様が一休みするという桜の木。  
いつもより早い開花で神様も大忙し。  
(柰宜 植田由紀子様より提供)



出雲支部 阿須利神社  
梅雨の晴れ間の茅の輪くぐり。  
夏越しの大祓、残り半年皆さんが  
健康で過ごせますように…  
(柰宜 江角 恵様より提供)



写真  
送り先

〒六九九・〇七〇一 出雲市大社町杵築東二八六 島根県神社庁録事 高見幸子 あて  
Eメール takami@shimane-jinjacho.or.jp

※ 神社名、神事・行事名や所在地、提供者のお名前を記載の上、お送り下さい。

次号までの締め切り

九  
月  
末  
日



### 新任神職紹介



おのの  
**小野 政福**  
まさとみ

〔生年月日〕

平成六年一月二十七日生

〔住所〕

〔奉職神社〕 出雲市大社町日御碕四七五  
日御碕神社 祢宜

〔就任年月日〕 令和五年六月一日

〔趣味・特技〕

登山

〔ひとこと〕 何分にも未熟者ですので、折にふれていろいろと御指導賜りますようお願い申し上げます。

## 方舎清掃奉仕

六月十四日(水) 島根県神道青年協議会(会長 巨勢佳史) 並びに島根県女子神職会(会長 古瀬真由美)の第十三回合同方舎清掃を行っていただきました。



## 神職 任 免

(令和5年5月25日～7月1日)

任 免	免 令 月 日	奉 職 神 社 名	鎮 座 地	兼 本 務 職 名	氏 名
免	5月25日	出雲大社	出雲市大社町	本 権 祢 宜	渡部 輝之
任	6月1日	大呂神社	出雲市佐田町	兼 宮 司	小林 俊介
任	6月1日	三社神社	大田市富山町	兼 宮 司	春日 裕文
任	6月1日	日御碕神社	出雲市大社町	本 祢 宜	小野 政福
免	6月30日	養父神社	浜田市三隅町	兼 宮 司	串崎 紀典
免	6月30日	大元神社	浜田市三隅町	兼 宮 司	〃
免	6月30日	川跡神社	出雲市萩杼町	本 権 祢 宜	高野 令
免	6月30日	川跡神社	出雲市萩杼町	兼 権 祢 宜	牧野 良
任	7月1日	養父神社	浜田市三隅町	兼 宮 司	白須 琢朗
任	7月1日	大元神社	浜田市三隅町	兼 宮 司	白澤 和朋
任	7月1日	熊野神社	松江市西川津町	兼 宮 司	菅野 孝興
任	7月1日	住吉神社	松江市西川津町	兼 宮 司	〃
任	7月1日	出雲神奈備神社	出雲市里方町	本 祢 宜	山崎 賀裕
任	7月1日	川跡神社	出雲市萩杼町	兼 祢 宜	〃
任	7月1日	出雲神奈備神社	出雲市里方町	本 権 祢 宜	高野 令
任	7月1日	出雲神奈備神社	出雲市里方町	本 権 祢 宜	黒田 寧子
任	7月1日	川跡神社	出雲市萩杼町	兼 権 祢 宜	〃



神職帰幽

江津市桜江町 八幡宮 宮司 三浦 重興  
 令和五年五月三十日 享年八十四  
 謹んで哀悼の意を表します。  
 鳥根県神社庁長 角河 和幸

庁務日誌

(令和5年4月～6月)

- 4月5日 教化委員会出雲部会役員会
- 4月11日 広報委員会
- 4月12日 濱田護國神社慰霊大祭 於 濱田護國神社(角河庁長参列)
- 4月17日 大社國學館入学奉告祭並式典 於 大社國學館(篠田副庁長参列)
- 〃 宮司辞令交付式
- 4月18～19日 第60回岡山県神社関係者大会 於 岡山国際ホテル(忌部副庁長出席)
- 4月22～23日 初任神職研修(後期)(13名参加)
- 4月24～25日 神社庁主任講師・訓育主任研究会 於 本庁(石原主任講師、金築訓育主任出席)
- 4月25日 教化委員会
- 5月8日 教化委員会石見部会総会 於 濱田護國神社(角河庁長出席)
- 5月10日 宮司辞令交付式
- 5月14日 出雲大社例祭 於 出雲大社(忌部副庁長参列)
- 5月19日 宮司辞令交付式
- 5月23日 第69回学校法人國學院大學協議員会 於 明治記念館(角河庁長出席)
- 5月24日 表彰式 於 明治記念館(角河庁長、忌部副庁長、木佐総代会長出席)
- 5月25日 評議員会第一日 於 本庁(角河庁長、忌部副庁長、木佐総代会長出席)
- 5月26日 評議員会第二日 於 本庁(角河庁長、忌部副庁長、木佐総代会長出席)
- 〃 班斂式 於 本庁(角河庁長出席)
- 〃 神社庁長会 於 本庁(角河庁長出席)
- 〃 神道文化会評議員会 於 東京大神宮マツヤサロン(角河庁長出席)
- 5月29～30日 中国地区神社庁社頭講演研修会 於 山口県(御津神社岸悟宮司、來次神社松岡日出夫宮司、彌榮神社桑原秀幸祢宜、太鼓谷稻成神社角河平彬權宮司参加)
- 6月7日 総務委員会
- 〃 教化委員会
- 〃 研修所講師会議
- 〃 階位檢定講習会講師会議
- 6月13日 教化委員会石見部会総会 於 濱田護國神社(角河庁長出席)
- 6月13日～14日 神社庁事務担当者会 於 本庁(金築参事出席)
- 6月14日 神青協・女子神職会合同庁舎清掃奉仕
- 6月16日 教化委員会出雲部会後期総集會
- 6月20日 宮司辞令交付式
- 〃 正・副庁長会
- 6月21日 役員会
- 〃 身分選考委員会
- 6月26日 いづも財団評議員会 於 出雲大社(角河庁長出席)
- 6月28日 支部長会
- 6月29日 協議員会

## 开社☆ガール通信

### 古代出雲と薬草について学ぶ

今回の神社めぐりは、会員からのリクエストがあり、「古代出雲と薬草について学ぶ」と題して、出雲大社と神門通りを、神様と医療をテーマに巡り、薬草についての勉強会と、オリジナルハーブティーづくり体験をしました。

出雲大社（出雲市大社町杵築東一九五）勢溜に十時に集合。その時間にはすでに多くの参拝者で賑わっていました。



今回は、初めましての方も含め九名の参加でした。参加理由をお聞きすると、やはり薬草というキーワードが気になった方が多かったです。なぜ、出雲大社の神様が薬草と関係があるのか、出雲大社を参拝しなが

ら紐解いていきます。勢溜から祓社を経て、たくさんのうさぎ像を眺めながら松の参道を進むのがうさぎと大國主命が向かい合っている銅像「御自愛の御神像」です。神話「因幡のしろうさぎ」でうさぎの治療にガマの花粉が使われ、その行為が日本最古の治療であり、ガマの花粉が【蒲黄】という生薬で、その知識があったことから大國主命が医療の神様であることが知られています。



医療の神様である大國主命は、同じく薬や温泉、お酒の神様である少彦名命とタッグを組んで国造りに臨まれます。薬草を栽培し、お酒や温泉も病氣治療に効くと人々にお広めになりました。とても豊かな国、出雲国の誕生です。出雲大社の主祭神、大國主命が縁結びだけではなく、癒しの神でもあつた事を思いながら、御本殿を参拝しま

した。

人々を癒す大國主命と少彦名命の二柱の神様がお造りになった出雲国。ここで育った薬草はとても価値があります。午後からはいよいよ薬草について学びます。

神門通り内にある、ヘルシー料理のレストランThe Giftzmo ザギフトイズモ（島根県出雲市大社町杵築南八六―二階）を会場に、今回の企画者 社☆ガール前田が『出雲國風土記』や日本最古の医薬書『大同類聚方』を説明し、なぜ出雲国が医薬の国なのかをお話ししました。

最後は自分だけのオリジナルハーブティーをブレンドし、お土産にお持ち帰りいただきました。『大同類聚方』というアカデミックなテーマでのお話でしたが、みなさん興味津々で聞いてくださり、質問も本格的で、さすが社☆ガール！と、とてもうれしくなりました。



浜田支部だより

八幡宮 林宜 牛尾 大

私の本務社、兼務社は旧国府地区にある。この辺りの神社では例祭に大きな花傘を作り奉納する習慣が今日に伝わっている。この花傘は五穀豊穰、商売繁盛、海上安全、大漁祈願などの願いが込められる。祭りが無事に納まり片付けが始まる頃には一軒一軒にこの花が配られ、神棚に御供えする家、田畑に刺す家もあれば庭に飾る家もある。

旧国府地区に唐鐘とうかねの大年神社がある。この神社には、ほとんど文献が無いので正直なところ今に伝わる風習と想像の範囲内でしかお伝えする事ができない。

この大年神社は御神輿が町内を御神幸で廻られている間、花傘をぶつけ合い壊し合う、いわゆる喧嘩祭りをする。

地方により喧嘩祭りは異なるものの色々な意味や形を受け継がれ



ている。神輿、山車、行燈などをぶつけ合い喧嘩させるものから悪口を言い合うものまで様々である。また意味合いとしては、御神体やお札を取り合い勝負をして、その年の豊凶や吉凶を占うもの、喧嘩に勝った方が領土が広がるものや田植えの時の用水を早く引けるものなど多種にわたる。

この唐鐘という地区は昔ながらの漁師町である事から、輸出の日を占ったり、漁場や網入れの順番を決めたのか、はたまた競りに関わる何かを決めたかと思われる。想像の範囲を超える事はないが、旧国府地区の別のお社でも昭和前半頃まで喧嘩祭りをしていた記録はあるが、今もなお続いているのは大年神社だけである。

この華やかで賑やかな祭りを後世にもしっかりと伝える責任を感じると共に、高齢化が進み氏子離れなど問題は山積しているが、氏子衆にはこの祭りに果敢に取り組んでいただきたいと切に願う。

神事、祭事、行事、どの観点から見ても、この華やかで賑やかな祭りを後世にもしっかりと伝える責任を感じると共に、高齢化が進み氏子離れなど問題は山積しているが、氏子衆にはこの祭りに果敢に取り組んでいただきたいと切に願う。



編集後記

春祭りも落ちついた四月半ば、市の文化財課から一本の電話がかかってきた。聞くと、市内の文化的価値ある所蔵品(古文书・棟札等)の記録を後世に残そうとしている。そして、大津町史によると各村内合祀神社の棟札が私の奉務社に集まっている可能性があるとのことだった。これを機に本殿調査に入ると、二、三百年前の八十体余りの棟札が積み重なった状態で保管されていた。

研究員の解説を聞きつつ、その一体ごと(墨でかかれたご先祖様の名前を見ると、幾時代神社を守り伝えてきた姿が思われ、胸が熱くなった。

県内多くの神社に由緒ある棟札が眠っているだろう。時代の変化に流されそうな今日、棟札を通し歴代の神主、ふるさとのご先祖様にエールをいただいた気がした。

(恵)

鳥根県神社庁報(第三五八号)  
発行日 令和五年八月二十五日  
発行者 鳥根県神社庁  
編集 広報委員会  
委員長 陶山 浩正 委員 鳥屋尾 浩  
副委員長 宮能 壮充 委員 江角 恵  
委員 石崎 彰矩